

第三百三回 参議院大蔵委員会會議録第三号

昭和六十年十二月三日(火曜日)
午後三時三十分開会

委員の異動

十一月十四日

井上 計君

補欠選任

栗林 卓司君

補欠選任

十二月一日

辭任

栗林 卓司君

補欠選任

田淵 哲也君

出席者は左のとおり。

委員長

山本 富雄君

理事

伊江 朝雄君

大坪健一郎君

矢野俊比古君

赤桐 操君

桑名 義治君

委員

梶木 又三君

倉田 寛之君

中村 太郎君

福岡日出磨君

藤井 孝男君

藤井 裕久君

藤野 賢二君

宮島 潤君

吉川 博君

大木 正吾君

鈴木 和美君

竹田 四郎君

多田 省吾君

近藤 忠孝君

衆議院議員

大蔵委員長

政府委員

事務局側

常任委員会専門員

河内 裕君

大蔵政務次官

大蔵大臣官房長

国税庁次長

江島 淳君

西垣 昭君

塚越 則男君

越智 伊平君

野末 陳平君

田淵 哲也君

青木 茂君

衆議院議員

大蔵委員長

政府委員

事務局側

常任委員会専門員

河内 裕君

大蔵政務次官

大蔵大臣官房長

国税庁次長

江島 淳君

西垣 昭君

塚越 則男君

越智 伊平君

野末 陳平君

田淵 哲也君

青木 茂君

衆議院議員

大蔵委員長

政府委員

事務局側

本日の會議に付した案件
○租税特別措置法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○委員長(山本富雄君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。昨二日、栗林卓司君が委員を辭任され、その補欠として田淵哲也君が選任されました。

○委員長(山本富雄君) 次に、租税特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、提出者衆議院大蔵委員長越智伊平君から趣旨説明を聴取いたします。越智伊平君。

○衆議院議員(越智伊平君) ただいま議題となりました租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨及びその概要を御説明申し上げます。

この法律案は、本日、衆議院大蔵委員会において全会一致をもって委員会提出法律案として提出

することに決したものであります。

御承知のように、去る五月、自由民主党・新自由国民連合と日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議及び民社党・国民連合の三党派との幹事長・書記長会談において合意を見た政策減税等の処理のうち、いわゆる寝たきり老人減税問題につきましては、その後、関係各党派間において協議が行われ、合意を見たところであります。

本案は、この合意に基づく所要の立法措置として提出されたものでありまして、昭和六十年分以後の所得税について、同居の特別障害者に対する特別控除額を七万円引き上げて十四万円にしようとするものであります。

これにより、同居の特別障害者については、扶養控除額三十三万円、特別障害者控除額三十三万円、同居の特別障害者に対する特別控除額十四万円の合計八十八万円の所得控除が認められることとなります。

また、この引き上げは、昭和六十年分の所得税の確定申告から適用することといたしておりますが、本年の年末調整の際にも適用することとし、そのための所要の措置を講ずることといたしております。

なお、衆議院大蔵委員会では、本案による国税の減収額が昭和六十年分において約三十億円と見込まれますので、内閣の意見を求めましたところ、諸般の事情に照らしてやむを得ないものと考え、その旨の意見が開陳されました。

以上が、この法律案の趣旨及び概要であります。何とぞ、速やかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(山本富雄君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。――別に御発言もないようですから、質疑はないものと認め、これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。――別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

租税特別措置法の一部を改正する法律案を問題に供します。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(山本富雄君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山本富雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時三十分散会

- 十一月二十二日本委員会に左の案件が付託された。
- 一、大型間接税の制定反対に関する諸願(第三六九号)(第三七〇号)(第三七一号)(第三七二号)(第三七三号)(第三七四号)(第三七五号)(第三七六号)(第三七七号)(第三七八号)(第三七九号)(第三八〇号)(第三八一号)(第三八二号)(第三八三号)(第三八四号)(第三八五号)(第三八六号)(第三八七号)(第三八八号)(第三八九号)(第三九〇号)(第三九一号)(第三九二号)(第三九三号)(第三九四号)(第三九五号)(第三九六号)(第三九七号)(第三九八号)(第三九九号)(第四〇〇号)(第四〇一号)(第四〇二号)(第四〇三号)(第四〇四号)(第四〇五号)(第四〇六号)(第四〇七号)(第四〇八号)(第四〇九号)(第四一〇号)(第四一一号)(第四一二号)(第四一三号)(第四一四号)(第四一五号)(第四一六号)(第四一七号)(第四一八号)(第四一九号)(第四二〇号)(第四二一号)(第四二二号)(第四二三号)(第四二四号)(第四二五号)(第四二六号)(第四二七号)(第四二八号)(第四二九号)

号)

一、国民本位の税制改革等に関する請願(第四七三号)(第四八四号)(第四八九号)

第三六九号 昭和六十年十一月八日受理

大型間接税の制定反対に関する請願

請願者 大阪府河内長野市緑ヶ丘南町一一ノ二 廣陽子 外九名

紹介議員 市川 正一君

大型間接税の導入は、消費者の負担が増大し、暮らしを圧迫するため、大型間接税の制定をしないようにされたい。

第三七〇号 昭和六十年十一月八日受理

大型間接税の制定反対に関する請願

請願者 東京都葛飾区新小岩一ノ三七ノ五 桜井きよ

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第三六九号と同じである。

第三七一号 昭和六十年十一月八日受理

大型間接税の制定反対に関する請願

請願者 埼玉県草加市松原三ノCノ四〇ノ四〇三 柿沼和江

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第三六九号と同じである。

第三七二号 昭和六十年十一月八日受理

大型間接税の制定反対に関する請願

請願者 大阪府堺市北野田五八八ノ八七 永松正弘

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第三六九号と同じである。

第三七三号 昭和六十年十一月八日受理

大型間接税の制定反対に関する請願

請願者 東京都大田区大森北六ノ四ノ二四 和久井富子

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第三六九号と同じである。

第三七四号 昭和六十年十一月八日受理

大型間接税の制定反対に関する請願

請願者 大阪府寝屋川市成田町二四ノ八 野尻祚子

紹介議員 佐藤 昭夫君

この請願の趣旨は、第三六九号と同じである。

第三七五号 昭和六十年十一月八日受理

大型間接税の制定反対に関する請願

請願者 東京都大田区東雲谷五ノ一ノ二五 柴田瑞枝

紹介議員 下田 京子君

この請願の趣旨は、第三六九号と同じである。

第三七六号 昭和六十年十一月八日受理

大型間接税の制定反対に関する請願

請願者 高知県須崎市赤崎町七ノ一〇 樋口綾彦

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第三六九号と同じである。

第三七七号 昭和六十年十一月八日受理

大型間接税の制定反対に関する請願

請願者 埼玉県川越市寺尾九一八ノ一一 石田京子

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第三六九号と同じである。

第三七八号 昭和六十年十一月八日受理

大型間接税の制定反対に関する請願

請願者 新潟県三条市西四町四ノ一二ノ二六 本間紀代

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第三六九号と同じである。

第三七九号 昭和六十年十一月八日受理

大型間接税の制定反対に関する請願

請願者 埼玉県所沢市北秋津八〇八ノ一四 山崎かよ子

紹介議員 宮本 顕治君

この請願の趣旨は、第三六九号と同じである。

第三八〇号 昭和六十年十一月八日受理

大型間接税の制定反対に関する請願

請願者 高知市瀬戸西町一ノ一〇六 藤野玉江

紹介議員 安武 洋子君

この請願の趣旨は、第三六九号と同じである。

第三八一号 昭和六十年十一月八日受理

大型間接税の制定反対に関する請願

請願者 埼玉県川越市鴨田五八三 神藤良子

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第三六九号と同じである。

第三八二号 昭和六十年十一月八日受理

大型間接税の制定反対に関する請願

請願者 埼玉県所沢市中新井五ノ一ノ九ノ二〇五 高橋秀子

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第三六九号と同じである。

第四一四号 昭和六十年十一月十二日受理

大型間接税の制定反対に関する請願

請願者 大阪府高石市千代田一ノ一一ノ一四 都豊子

紹介議員 青木 新次君

この請願の趣旨は、第三六九号と同じである。

第四一五号 昭和六十年十一月十二日受理

大型間接税の制定反対に関する請願

請願者 大阪府高石市東羽衣五ノ一三ノ三

二 藤重ヒサ

この請願の趣旨は、第三六九号と同じである。

第四一六号 昭和六十年十一月十二日受理

大型間接税の制定反対に関する請願

請願者 高知市神田二、一六四ノ九七 青木繁子

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第三六九号と同じである。

第四一七号 昭和六十年十一月十二日受理

大型間接税の制定反対に関する請願

請願者 大阪府東大阪市玉串町西三ノ一ノ六六 谷内イヨ

紹介議員 龜山 篤君

この請願の趣旨は、第三六九号と同じである。

第四一八号 昭和六十年十一月十二日受理

大型間接税の制定反対に関する請願

請願者 大阪府羽曳野市普田三ノ二四ノ七 日置富久子

紹介議員 糸久八重子君

この請願の趣旨は、第三六九号と同じである。

第四一九号 昭和六十年十一月十二日受理

大型間接税の制定反対に関する請願

請願者 大阪府岸和田市積川町一一三 賀恵子

紹介議員 稲村 稔夫君

この請願の趣旨は、第三六九号と同じである。

第四二〇号 昭和六十年十一月十二日受理

大型間接税の制定反対に関する請願

請願者 大阪府東大阪市新池島町二ノ二ノ二 勝木通代子

紹介議員 上野 雄文君

この請願の趣旨は、第三六九号と同じである。

第四二二号 昭和六十年十一月十二日受理

大型間接税の制定反対に関する請願

請願者 徳島市福島一ノ八ノ二二ガールデン

紹介議員 ハウス井沢三ノ四〇八 中島浩恵

この請願の趣旨は、第三六九号と同じである。

第四二二二号 昭和六十年十一月十二日受理

大型間接税の制定反対に関する請願

請願者 徳島市金沢二ノ二〇二七 多田政

紹介議員 大木 正吾君

この請願の趣旨は、第三六九号と同じである。

第四二三号 昭和六十年十一月十二日受理

大型間接税の制定反対に関する請願

請願者 滋賀県彦根市平田町九五 満川

紹介議員 大森 昭君

この請願の趣旨は、第三六九号と同じである。

第四二四号 昭和六十年十一月十二日受理

大型間接税の制定反対に関する請願

請願者 神戸市垂水区桃山台五ノ一五ノ一

紹介議員 〇 高阪邦子

この請願の趣旨は、第三六九号と同じである。

第四二五号 昭和六十年十一月十二日受理

大型間接税の制定反対に関する請願

請願者 東京都三鷹市中原二ノ一九ノ三八

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第三六九号と同じである。

第四二六号 昭和六十年十一月十二日受理

大型間接税の制定反対に関する請願

請願者 徳島市名東町二ノ六一 向操

紹介議員 片山 基市君

この請願の趣旨は、第三六九号と同じである。

第四二七号 昭和六十年十一月十二日受理

大型間接税の制定反対に関する請願

請願者 神戸市垂水区塩谷台二ノ七ノ二六

紹介議員 中越礼子

この請願の趣旨は、第三六九号と同じである。

第四二八号 昭和六十年十一月十二日受理

大型間接税の制定反対に関する請願

請願者 広島県竹原市忠海町三、八四八ノ

紹介議員 二 桂田賢次

この請願の趣旨は、第三六九号と同じである。

第四二九号 昭和六十年十一月十二日受理

大型間接税の制定反対に関する請願

請願者 神戸市西区糺台四ノ六ノ一四 林

紹介議員 田幸子

この請願の趣旨は、第三六九号と同じである。

第四七三三号 昭和六十年十一月十三日受理

国民本位の税制改革等に関する請願

請願者 東京都町田市成瀬台三ノ六ノ一〇

紹介議員 田貫創 外九千八百九十三名

この請願の趣旨は、第三六九号と同じである。

今日、政府の世論調査によつても税金に対する要求が第一位を占めているように、重税に反対する国民の声が広がっている。憲法第二十五条は、すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。となつてゐるにもかかわらず、現行の所得税制では課税最低限が年所得百三十二万円(四人世帯)で、劣悪といわれる生活保護基準

の六十五パーセントにも満たない低い水準に抑えられてゐる。現在の課税最低限を改め、所得税を三百万円(四人世帯)まで引き上げ、生活費に課税しないようにすることが国民の切実な要求である。また、中小業者や農民など個人事業主と家族専従者の働き分である自家労働が認められず、例外である青色申告の場合でも、税制上の恩恵として事業主報酬と専従者給与が認められてゐるのみで、青色申告が否認されると認められないという不当な扱いとなつてゐる。一方、大企業は法人税法による各種引当金や準備金、外国税額控除など特権的減免税のため、七大大商社の昭和五十六年から昭和五十九年までの法人税の納付は零となるなど大企業優遇税制の恩恵をうけてゐる。三兆円を超え世界第七位となつてゐる軍事費を削り、四兆円を超える大企業優遇税制、大資産家優遇の不正税制を是正し、国民本位の税制の確立をすすめるべきである。我が国の税務行政は、憲法の主権在民に基づく制度として、申告納税制度を法制化し、これが定着しているが、近年、この申告納税制度を否定する税務行政が行われてゐる。ついでに、国民本位の税制改革とあわせ、納税者の権利を守る民主的な税務行政を確立するため、次の事項について実現を図らねばならない。

一、政府の統計でも四人世帯で生活費は年三百九十万円になつており、劣悪といわれている生活保護基準を下回つてゐる現行の所得税の課税最低限を年所得三百万円(四人世帯)まで引き上げること。

二、憲法に定める個人の尊厳を侵し、自営業者とその家族専従者の自家労働を認めない税制を改め、各人の働き分を給与として認めること。

三、記帳・記録保存・収支内訳書添付制度などに指導行政の名による押し付けをしないこと。また、白色、青色、中小法人を問わずすべての納税者の自主計算、自主記帳を尊重し、業種別指導の名による推計課税の押し付けをしないこと。申告納税制度を守り、民主的な税務行政を確立すること。

四、国会の決議に反し、物価を引き上げ、中小業者の税金と実務の負担を大きくし、低所得者ほど負担を重くして、税の不正を助長する大衆課税である大型間接税の導入はしないこと。

五、軍事費を削り、大企業や大資産家優遇の税制を是正するなど、軍拡と大資本本位の税・財政の仕組みをかえ、財政再建と国民の暮らしと営業を守る財源をつくりだすこと。

第四八四号 昭和六十年十一月十四日受理

国民本位の税制改革等に関する請願(二通)

請願者 福岡市博多区千代四ノ五ノ七 大

紹介議員 屋博 外九千九百九十五名

この請願の趣旨は、第四七三三号と同じである。

第四八九号 昭和六十年十一月十四日受理

国民本位の税制改革等に関する請願

請願者 佐賀市成草町七ノ四 寺尾勲一

紹介議員 外三千四百九十九名

この請願の趣旨は、第四七三三号と同じである。

十一月二十九日本委員会に左の案件が付託された。

一、国民本位の税制改革等に関する請願(第四九五号)

一、大型間接税導入反対等に関する請願(第五六八号)

一、国民本位の税制改革等に関する請願(第五六九号)

第四九五号 昭和六十年十一月十五日受理

国民本位の税制改革等に関する請願

請願者 北九州市八幡東区帆柱二ノ四ノ二

〇 津上厚 外六百八十一名

